

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から58年3月まで  
昭和53年2月に会社を退職したので国民年金に加入し、私が夫婦二人分の保険料を集金により納付していた。夫の保険料だけを納付して私の保険料を未納にしておくはずがない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24月と比較的短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである。

また、申立人は、夫婦二人分の保険料を集金により納付していたと申述しているところ、当時、申立人が居住する地域では集金による保険料納付が行われていたことが確認できるとともに、申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっていることから、保険料を納付していた申立人が、自身の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年1月から15年6月まで

「後納制度のお知らせ」が届き、申立期間の国民年金保険料が未納であると通知されたが、申立期間の保険料は全て納付していた。未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の保険料（婚姻期間中は夫婦2人分）を全て納付していたと主張しているが、納付したとする時期及び方法についての記憶が明確でない上、申立期間当時同居していた申立人の元夫も申立期間の保険料が未納となっている。

また、申立期間については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降においては保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

さらに、申立期間は5年を超えており、居住していた複数の市町村及び社会保険事務所（当時）において、いずれも長期間にわたり納付記録が欠落する<sup>かし</sup>瑕疵があったとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。